啓蒙期ハプスブルク君主国における 書籍商ゲオルク・フィリップ・ヴーヘラーの 宗教ネットワーク

上 村 敏 郎

1. はじめに

コミュニケーションネットワークは 18 世紀のヨーロッパの公共圏を考える上で重要な問題である。特に近年、近世における情報とコミュニケーションのネットワークは、組織的に(シンポジウム企画などを通して)研究されている¹⁾。こうした研究でも前提となっていることだが、近世において印刷物は何よりも新しい知識や情報の伝達手段として重要な役割を果たしていた。18 世紀のフランスを研究したロバート・ダーントンが主張したように、書物の流布が政治に影響力をもつという仮説は、書物の歴史を扱うものにとって非常に魅力的に映る²⁾。しかし、ダーントンに対するロジェ・シャルチエの批判³⁾にも見

¹⁾ たとえば、以下のような文献があげられる。Johannes Frimmel, Michael Wögerbauer (Hrsg.), Kommunikation und Information im 18. Jahrhundert. Das Beispiel der Habsburgermonarchie, Wiesbaden 2009. Werner Greiling und Franziska Schulz (Hrsg.), Vom Autor zum Publikum. Kommunikation und Ideenzirkulation um 1800, Bremen 2010. Christine Haug, Franziska Mayer, Winfried Schröder (Hrsg.), Geheimliteratur und Geheimbuchhandel in Europa im 18. Jahrhundert, Wiesbaden 2011. Hanno Schmitt, Holger Bönig, werner Greiling, Reinhart Siegert (Hrsg.), Die Entdeckung von Volk, Erziehung und Ökonomie im europäischen Netzwerk der Aufklärung, Bremen 2011.

²⁾ ロバート・ダーントン (関根素子、二宮宏之訳) 『革命前夜の地下出版』山川出版 社、1994年。ロバート・ダーントン (近藤朱蔵訳) 『禁じられたベストセラー:革 命前のフランス人は何を読んでいたか』新曜社、2005年。

³⁾ ロジェ・シャルチエ (松浦義弘訳)『フランス革命の文化的起源』岩波文庫、1999 年。

られるように、出版物の影響と政治的事件(この論争の場合は禁書と革命)の 因果関係を実証することは非常に困難である。しかし、書物と政治的事件に何 らかの関係性があったということは想定される。書物のテクストと現実に生じ た出来事の相互作用は、色々な次元で起きている。また、書物や書籍商の役割 を考える上で、重商主義政策の結果、書物が重要な商業部門の一部として見な されるようになったことも見逃せない⁴⁾。18世紀後半にドイツ語圏全体で書籍 業の急速に発展していく中で、書物を扱う商人たちは、新しい知識や情報の運 び屋として重要な役割を担っていく。そう考えていくと、書籍商のコミュニ ケーションネットワークを研究することが、18世紀後半の知の流通や言論空 間を明らかにしていく行為につながることは容易に想像できるだろう。

さて、18世紀の中央ヨーロッパの政治状況に目を向けると、ウェストファリア以降、主権を持つに至った大小300以上の領邦国家がひしめき合っていたことがわかる。神聖ローマ帝国という枠組みはあるものの、その諸領邦に対する影響力はきわめて限定的なものであり、中欧は複数の政治圏に分かれていたといえる。このような複雑な政治状況の中でいかにして国家は出版物を統制しようとしたのだろうか。神聖ローマ帝国でも出版統制の試みはおこなわれている。神聖ローマ帝国すべての臣民に対して発布された皇帝カール6世の検閲令「帝国内で害を蒙っている宗教各宗派間のあらゆる誹謗を厳禁する勅令」(1715年)は、ウェストファリア体制で確立された帝国内の安定を乱す出版物を禁じようとしたものである。しかし、こうした検閲規則の実際上の効果は、各領邦政府の判断に依存せざるをえなかった50。実際に各領邦は個別の検閲令を発布し、帝国とは異なる検閲基準で書物を裁いていた。つまり、帝国全体で通用するような基準は存在しなかった。そして、こうした多極構造は禁書流通のため

⁴⁾ このあたりについては、拙稿「18世紀末ハプスブルク君主国における出版と統制 --- ウィーン書籍商ヴーヘラーの廃業処理を例にして --- 」 『史境』 66 (2013)、43-61、も参照のこと。

⁵⁾ ディーター・ブロイアー (浜本隆志、宇佐見幸彦、吉原政弘共訳)『ドイツの文芸 検閲史』、関西大学出版部、1997 年、108-117 頁。

の法の抜け道を用意した⁶。本稿で取り上げるウィーンの卸売商兼書籍商ゲオルク・フィリップ・ヴーヘラー(Georg Philipp Wucherer)は、ハプスブルク君主国における禁書流通のキーパーソンである。彼は1789年7月27日に逮捕されるまで法の空白を利用し、1780年代後半のウィーンで政治的にきわどい出版物を次々と刊行していった。

ヴーへラーは様々な社会的ネットワークを持っていた。たとえば、血縁関係のつながり、故郷シュヴァーベン地方のつながり、プロテスタント共同体のつながり、書籍業のつながり、秘密結社のつながりなどである。この血縁、地縁、宗教、商売、結社の社会的ネットワークを最大限に活かしてヴーへラーは情報のハブの役割を果たしていたと想定される。ヴーへラーは1782年のウィーンのルター派共同体設立に積極的に関与し、そのことでウィーンにおける自らの地位を確立し、その後の書籍業開業につなげていった。つまり、ヴーへラーはルター派の宗教的ネットワークに深く結びつきながら、書籍業を展開していたと考えられる。こうした観点から、本稿では、種々のネットワークのうち宗教ネットワークに絞って論じる。

本論文では、まずハプスブルク君主国の宗教生活に大きな影響を与えたヨーゼフ2世の寛容令について概観し、それがきっかけで生じたウィーンのプロテスタント共同体の設立の経緯を確認する。次にこうした動きの中に書籍商ヴーヘラーがどういう形でかかわっていたのかを明らかにし、ヴーヘラーの宗教ネットワークと彼の出版物、特にプロテスタントのための讃美歌集がどのように結びついていたのかについて分析する。また補足として王党派の誹謗文書がヴーヘラーの宗教共同体内での地位に与えた影響についても確認する。そして、最後にこうした宗教ネットワークとヴーヘラーの出版物との関係性をふまえた上で、ネットワークを介した啓蒙という情報の流通について考察したい。

⁶⁾ このあたりの議論については以下の文献を参照のこと。Christine Haug, Einleitung. Topographie des literarischen Untergrunds im Europa des 18. Jahrhunderts: Produktion, Distribution und Konsumption von "verbotenen Lesestoffen". In: Christine Haug et al. (Hrsg.), Geheimliteratur und Geheimbuchhandel, S. 9–47.

2. ヨーゼフ2世の寛容令とウィーン・プロテスタント共同体の設立

(1) 寛容令発布前のウィーンのプロテスタント

ハプスブルク君主国では近世を通じてカトリックの宗派化が進んだとされている⁷⁾。このこと自体に異論はないだろう。だが、再カトリック化が進んだとはいえプロテスタント信仰そのものが根絶してしまったわけではない。それは激しい宗派化政策が推し進められていたオーストリア世襲領でも例外ではない⁸⁾。オーバーエスタライヒやシュタイアーマルク、ケルンテンでは山間部を中心に、プロテスタント信仰を維持する集落が残存していた。1781年に寛容令で公に信仰が認められるまで、こうした住民たちは「隠れプロテスタント」として密かに信仰を保持してきたのである⁹⁾。こうした一般信徒とは別にいわゆる特権的な地位を認められたプロテスタントたちも存在していた。神聖ローマ帝国行政に携わっている人々やプロテスタント諸国からの外交官や卸売商や書籍商などの商人である。こうした人々はウィーンで特権的にプロテスタント信仰を維持することを許されていた。ウィーンでは寛容令発布の前までプロテスタント諸国の在ウィーン大使館がプロテスタント信仰の拠点となっていた。

⁷⁾ Martin Scheutz, Konfessionalisierung von unten und oben sowie der administrative Umgang mit Geheimprotestantismus in den österreichischen Erbländern. In: Rudolf Leeb, Martin Scheutz, Dietmar Weikl (Hrsg.), Geheimprotestantismus und evangelische Kirchen in der Habsburgermonarchie und im Erzstift Salzburg, Wien 2009, S. 25-39. 宗派化概念については踊共二「宗派化論——ヨーロッパ近世史のキーコンセプト」『武蔵大学人文学会雑誌』第 42 巻第 3・4 号(2011)109-158 頁も参照のこと。

^{8) 18}世紀半ば、カール6世やマリア・テレジアの時代にも改宗しない非カトリック教徒に対するハンガリーやトランシルヴァニアへの強制移住政策が採られた。 Hermann Rippel, Die holländische Gesandtschaftskapelle als Vorgängerin der reformierten Gemeinde in Wien. In: Peter Karner (Hrsg.), *Die evangelische Gemeinde H.B. in Wien*, Wien 1989, S. 27-45, hier 27. Karl W. Schwarz, Zur rechtsgeschichtlichen Einordnung des österreichischen Geheimprotestantismus. In: Rudolf Leeb *et al.* (Hrsg.), *Geheimprotestantismus*, S. 41-62, hier S. 57-59.

⁹⁾ Scheutz, Konfessionalisierung, S. 25–39.

デンマークとスウェーデンの大使館がルター派、オランダの大使館がカルヴァン派の保護をおこなっていた。大使館はプロテスタントの礼拝堂を建設し、祭司をおこなう牧師を常駐させていた。こうした大使館礼拝堂では礼拝がおこなわれるが、これが特権的にプロテスタント信仰を認められていたもの以外にもひらかれていたために、たびたびウィーン大司教から苦情が出るほどだった¹⁰⁾。しかし、大使館礼拝堂という信仰拠点があったとはいえ、ウィーンのプロテスタントが自立した共同体を運営できたわけではなく、彼らが公に信仰を認められるのは、やはり1781年の寛容令を待たねばならなかった。

(2) ヨーゼフ2世の寛容令とウィーン・プロテスタント共同体の設立

先述の通り、ハプスブルク君主国では長らくプロテスタント信仰は公に認められておらず、寛容令が出されるわずか3年前の1778年にもマリア・テレジアのもとで非カトリック教徒をトランシルヴァニアに強制移住させる布告が出されている¹¹⁾。ヨーゼフ2世はまず1781年6月16日にマリア・テレジアの布告を取り消し、1781年10月13日に寛容令を発布した。これをきっかけにルター派とカルヴァン派、ギリシア正教徒に信教の自由とカトリック教徒と変わらぬ市民権が認められた。ただし、寛容令は「寛容」という言葉が意味する通り、宗派間の完全な平等を企図するものではなく、領内に居住するプロテスタントの存在を認めることに重きが置かれていた。したがって、非カトリック教

¹⁰⁾ 大使館での礼拝参加者の数は時代を追うごとに増加していたようである。デンマーク大使館付き牧師が残した 1761 年の報告の中では、デンマーク大使館の礼拝参加者は約 800 名、3 つの大使館すべてあわせると 2,000 名の礼拝参加者がいたという。Rippel, Die holländische Gesandtschaftskapelle, S. 28. Gustav Reingrabner, Eine evangelische Predigt aus der Zeit von dem Toleranzpatent, gehalten in der dänischen Gesandtschaftskapelle in Wien. In: Jahrbuch der Gesellschaft für die Geschichte des Protestantismus in Österreich [以後、JbGPrÖ と略す] 95 (1979), S. 49-52, hier 49. Karl Ritter von Otto, Evangelischer Gottesdienst in Wien vor der Toleranzzeit. In: JbGPrÖ 7 (1886), S. 120-129, hier S. 120f.

¹¹⁾ Derek Beales, *Joseph II. II: Against the World*, Cambridge 2009, pp. 168–169. Stephan Steiner, Transmigration: Ansichten einer Zwangsgemeinschaft. in: Rudolf Leeb *et al.* (Hrsg.), *Geheimprotestantismus*, S. 331–360, hier S. 333, 345–351.

徒の礼拝所に鐘楼などの目立つ装飾は許されず、集団的な改宗も認められず、プロテスタントへ改宗する際には、カトリック司祭の審問を受ける必要があった¹²⁾。しかし、こうした制限はあったにせよ、これまで拠り所を持たなかったプロテスタントにとって寛容令の発布は衝撃的な事件であり、ウィーンではすぐに共同体の設立の動きが見られた¹³⁾。

まず、1782 年にリッペ伯爵(Karl Christian Graf zur Lippe-Weißenfeld)とオランダ大使館説教師ヒルヘンバッハら(Karl Wilhelm Hilchenbach)を中心に改革派プロテスタント共同体が設立された。支援者リストには多くの卸売商、例えばヨハン・フォン・フリース男爵(Johann Reichsfreiherr von Fries)、ペーター・オクス(Peter Ochs)、ヨハン・ハインリヒ・ガイミュラー(Johann Heinrich Geymüller)など、また数人の軍人、たとえばハンガリー貴族近衛隊中佐セーケイ(Ladislaus Szekely)などが名を連ねていた¹⁴。

ルター派も改革派に少し遅れて自らの共同体を設立準備に取りかかった。そ の呼びかけ人はリンネル工場経営者エマーヌエル・ボーツェンハルト

¹²⁾ Erika Stökl, Der Protestantismus in Wien von 1781-1848. In: JbGPrÖ 68/69 (1953), 205-256, hier 207. ロビン・オーキー(三方洋子訳、山之内克子、秋山晋吾監訳) 『ハプスブルク君主国 1765-1918:マリア・テレジアから第一次世界大戦まで』 NTT 出版、2010 年、53 頁。寛容令の主要な条文については以下に訳出されている。 丹後杏一 『ハプスブルク帝国の近代化とヨーゼフ主義』多賀出版、1997 年、213-214 頁。ボヘミアにおける寛容令と非カトリック教徒の動向については、篠原琢「ヨーゼフ寛容令と『狂信者』」深沢克己、桜井万里子編『友愛と秘密のヨーロッパ社会文化史 古代秘儀宗教からフリーメイソン団まで』東京大学出版会、2010 年、155-196 頁を参考のこと。

¹³⁾ ウィーン改革派共同体の設立経緯については、以下の文献を参照した。Peter Karner, Die Gründung der Evangelischen Gemeinde H. C. zu Wien. In: Peter Karner (Hrsg.), Die evangelische Gemeinde H. B. In Wien (Wien 1986), S. 46-65.

¹⁴⁾ ヴーヘラーはルター派プロテスタントであったため、このリストの中にはいない。また、ここに名前を挙げたセーケイは、後に横領事件で逮捕され、その刑罰によって注目された人物である。この事件については、拙稿「ヨーゼフ二世治下ハプスブルク君主国における「批判の自由」と言論紀律化——セーケイ事件をめぐるパンフレット騒動——」『社会文化史学』55 (2012)、51-82 頁を参照のこと。

(Emanuel Bozenhardt)であった¹⁵⁾。1782年6月6日に最初の集会があり、そこでヴーヘラーは商人身分から構成され、プロテスタント共同体の設立を主導する委員会の一員に選出されている¹⁶⁾。この委員会は帝国顧問官や帝国代理人も招き入れ、その結果帝国顧問官グレーフェニッツ伯爵(Graf von Grävenitz)が代表者となった¹⁷⁾。また、教会を建てるための資金が不足していたため、共同体は神聖ローマ帝国内だけでなく¹⁸⁾、デンマーク、スウェーデン、フランス、イギリス、オランダなどの外国の共同体にも援助の訴えをおこなった。特にこの訴えが向けられたのはデンマークとスウェーデンの宮廷であった¹⁹⁾。すでにウィーンのプロテスタントにとって両国の大使館付属礼拝堂が重要な役割を果たしていたことも支援要請の背景にあるだろう。教会の建築が終わるまで、デ

¹⁵⁾ ボーツェンハルトは以下の人物に呼びかけをおこなっている。すなわち、銀行家 フォン・シュターメッツ (v. Stametz)、卸売商エドラー・フォン・ハイルマン (Edler v. Heylmann)、バルテンシュタイン (Bartenstein)、銀行家パーペとゲル ハルディ (Pape und Gerhardi)、ファン・デア・リーゲン (van der Rieggen)、銀 行家バルグム (Bargum)、卸売商クッツァー (Kutzer)、書籍商ルードルフ、アウ グスト・グレーファー (Rudolf und August Gräffer)、卸売商ヴーヘラー (Wucherer)、卸売商トイアーライン(Teuerlein)、卸売商ルッツ(Lutz)、卸売商 C. H. コ イト (C. H. Coith)、卸売商 Jul. F. コイト (Jul. F. Coith)、プラッテンシュタイ ナーの相続人(Plattensteiner's Erben)、銀行家シュスター(Schuster)、卸売商ク ラップロート (Klapproth)、卸売商パルディンガー (Paldinger)、卸売商フォン・ シャイドリン (v. Scheidlin) であった。Friedrich Preidel (Hrsg.), Die Evangelische Kirchengemeinde A. C. zu Wien in ihrer geschichtlichen Entwicklung von 1781-1881. (Wien 1881)、3. ここで名を挙げた人物の職業については、Stökl、Der Protestantismus in Wien, S. 205-256, P. G. M. Dickson, Finance and Government under Maria Theresia 1740-1780, vol. I. pp. 401-436 を参照にした。ボーツェンハルトは主だったウィーンのル ター派商人には全て呼びかけていたと言える。このうち呼びかけに応じて最初の集 会に参加したのは8名だったという。Ingrid Mittenzwei, Zwischen gestern und morgen: Wiens frühe Bourgeoisie an der Wende vom 18. zum 19. Jahrhundert. (Wien 1998). S. 85.

¹⁶⁾ ヴーヘラーのほかには、エドラー・フォン・ハイルマン、バルテンシュタイン、Ch. W. トイアーライン、C. H. コイト、Jul. F. コイト、そして Joh. E. クラップロートが選出された。Preidel, *Die Evangelische Kirchengemeinde A. C.*, S. 4.

¹⁷⁾ *Ibid.*, S. 4f.

¹⁸⁾ 例えば、ニュルンベルク市立文書館には、1782 年 10 月 9 日付けの印刷された募金の回状が残っている。Stadtarchiv Nürnberg E8, Nr. 2601.

¹⁹⁾ Preidel, Die Evangelische Kirchengemeinde A. C., S. 5.

ンマーク大使館付属礼拝堂がルター派の定期的な礼拝の場所となっていた $^{20)}$ 。 1783 年新年に援助金は 22378 グルデン集まり、その結果、同年 12 月に新しいルター派教会が建立された $^{21)}$ 。

3. ゲオルク・フィリップ・ヴーヘラーの宗教ネットワーク

(1) ルター派教会建立セレモニーにおける讃美歌

ルター派共同体設立の呼びかけ人であったエマーヌエル・ボーツェンハルトはゲオルク・フィリップ・ヴーヘラーと旧知の間柄であった。彼はヴーヘラーを自分の工場の職工長として雇っていたことがあった²²⁾。したがって、彼がルター派共同体を設立する際にウィーンで卸売商としてすでに独立していたヴーヘラーの協力を要請したとしても何ら不思議ではない。

ウィーンのルター派共同体に対するゲオルク・フィリップ・ヴーへラーの影響は 1783 年の待降節の第一主日(1783 年 11 月 30 日)におこなわれたウィーンのルター派教会の除幕式の場にすでに現れていた。改革派共同体の設立者の一人リッペ伯爵は、ヒエロフィルスという偽名で『ウィーン及びオーストリア世襲領全体における皇帝ヨーゼフ 2 世によって生まれたプロテスタント、特に改革派の教会体制の基盤についての叙述』を執筆した²³⁾。その中でリッペ伯爵はこの式典についても触れている。それによれば、式典では『新しく導入され

²⁰⁾ Grete Mecenseffy; Hermann Rassl, *Die evangelischen Kirchen Wiens*, (Wien/Hamburg 1980), S. 55.

²¹⁾ Preidel, Die Evangelische Kirchengemeinde A. C., S. 5. ルター派プロテスタント共同体の設立については以下の文献も併せて参照のこと。Gustav Trautenberger, Im Josefinischen Jahrzehnt. In: Jahrbuch der Gesellschaft für die Geschichte des Protestantismus in Oesterreich. 21. Jahrgang. III u. IV. Heft (Leipzig 1900), S. 202-242.; Hierophilus, Darstellung der durch Kaiser Joseph den Zweiten entstandenen Grundlage der Kirchlichen Verfassung der Protestanten, Insonderheit der Reformirten, sowohl in Wien, als in den sämtlichen Erbstaaten von Österreich (Regensburg 1799), S. 156-169.

²²⁾ Österreichisches Staatsarchiv, Allgemeine Verwaltungsarchiv, Pergen-Akten 8 5 H4 Verhörprotokoll von 7. 8. 1789, fol. 10v.–11v.

²³⁾ Karner, Die Gründung, S. 50. Anmerkung 8.

たニュルンベルクの讃美歌集』からいくつかの歌とスイスの啓蒙主義者ラファーターの「寛容の歌」が歌われた²⁴⁾。ここで使用された讃美歌集はあきらかに 1783 年にヴーヘラーが編集出版した『世襲領におけるアウクスブルクの信仰告白同胞の共同体が使用するためのキリスト教讃美歌集』であった²⁵⁾。この讃美歌集はヨーゼフ 2 世の寛容令発布にあわせて、ハプスブルク君主国全域のプロテスタントのために出版されたものである²⁶⁾。『ドイツー般叢書』の書評によると、この讃美歌集は「シュレスヴィヒホルシュタインの讃美歌集のほぼ完全な変更なしの翻刻」であった。ただし、ホルシュタインの讃美歌集よりも収録歌が二つほど多く、その一つが式典で歌われたとされているラファーターの「寛容歌」であった²⁷⁾。ヴーヘラーの編纂した讃美歌集がウィーンのルター派信徒にとって重要な式典である教会の除幕式で使用されたことは彼の影響力を考える上で決して過小評価できない事実であろう。

どうして彼の讃美歌集が採用されたのだろうか。考えられる理由の一つとして彼のルター派共同体内での地位が挙げられよう。ヴーヘラーはこの時すでに共同体の長老に選出されていた²⁸⁾。

²⁴⁾ Hierophilus, *Darstellung*, S. 168.

²⁵⁾ リッペ伯爵の記述とヴーヘラー版讃美歌集の内容をつきあわせると矛盾がないことがわかる。

^{26) 1783} 年 9 月 1 日付の序文にはヨーゼフ 2 世が、プロテスタント共同体のためにこの讃美歌集を選定した旨が明記されている。Georg Philipp Wucherer (Hrsg.), Gesangbuch zum Gebrauche der Gemeinen der Augsburgischen Confessionsverwandten in den k. k. erblanden (Wien 1783).

²⁷⁾ Allgemeine Deutsche Bibliothek, 57. Bd. 1. St. (Berlin 1784), S. 86. ラファーターの「寛容歌」は、ヴーヘラーの讃美歌集の中では 494 番目の歌として収録されている。Wucherer (Hrsg.), Gesangbuch, S. 454-457.

²⁸⁾ 第一回ルター派プロテスタント共同体長老会議は次のように選出されている。 「グレーフェニッツ伯爵、帝国顧問官、指導者 (Dirigent) 長老:

ヨハン・アンドレアス・フォン・ヴィーラント、名士会 (ex gremio honoratiorum)

ヨハン・ミヒャエル・トーマン、卸売り組合(k. k. Niederlagsverwandten)

ルードルフ・グレーファー、書籍商

ゲオルク・フィリップ・ヴーヘラー、特権卸売商組合(das Gremio der k. k. priv. Großhändler)

「誉れ高き卸売商、その名をクラップロート、もう一人、その名をヴーヘラー、この者達は共同体の長老として、すでに以前から建設の差配を行なってきており、今やこの教会の対外調整(das äussere Policeywesen)とそれに結びついたあらゆる業務を果たしている²⁹」。

ヴーヘラーはおそらくルター派教会建設の際の責任者の一人としてリーダーシップを発揮し、「教父」³⁰⁾(Kirchenvater)となり、ルター派共同体で使用する讃美歌集や教理問答書の出版社となるべく、積極的に影響力を行使していたと考えられる。この件に関しては、『オーストリアの文学と書籍業の現状に関する書簡』の中でも次のように触れられている。

「ヴーヘラーは当地のできたばかりのルター派教会共同体で教父あるいは鈴付き献金袋の父をやっており、新しい教会の用地を購入し、今はほとんど完全に終わった建設、また建築費用をまかなうための神聖ローマ帝国内でのたいていの寄付金収集を果たし、入ってきた金銭を徴収することを手伝っていたので、当地の共同体のための讃美歌集を、デンマークのものを手本にして、最高のドイツの詩人たちから収集させることも引き受けた。この讃美歌集はいまやここでもフォン・シェーンフェルトの印刷所で小型判で印刷され、老人のために大型判がプラハでやはりフォン・シェーンフェルトのところで印刷された。前者については6,000部、後者については3,000部出版された。これをヴーヘラーは自分の費用とリスクでおこ

ヨハン・エルンスト・クラップロート、特権卸売商、教父

クリスティアン・ヴィルヘルム・トイアーライン、卸売商(k. k. Niederlagsverwandter)、会計管理」

Preidel, Die Evangelische Kirchengemeinde A. C., S. 11.

²⁹⁾ Hierophilus, Darstellung, S. 169.

³⁰⁾ ここでの「教父」とは、アウグスティヌスなどのキリスト教正統信仰の著述家を指す言葉ではなく、プロテスタント共同体の役職の名称であり、教会の建物などを管理する役割を担っていた。これについては、ウィーン市内ルター派教区共同体文書館の Dr. Hannelore Köhler 氏にご教授いただいた。

なった |³¹⁾。

(2) 国外のプロテスタントからの評価

ゲオルク・フィリップ・ヴーヘラーという人物は、プロテスタント共同体設立に関係する文献の中でもヨーゼフ2世に対する誹謗文書を出版した悪人として描かれている³²⁾。こうした後年の悪評によって目立たなくなっているが、1780年代前半、ヴーヘラーはハプスブルク君主国外のプロテスタント諸国で高い評価を受けていた。ベルリンの出版者フリードリヒ・ニコライは、旅行記の中でヴーヘラーについて「有益な針金工場によって有名になった」人物として紹介し、彼の出版した讃美歌集は多くの新聞で多大な注目を浴びたと述べている³³⁾。讃美歌集の出版はドイツのプロテスタントの間で評判をえた。一例を挙げると、『政治雑誌』では「(彼は)皇帝の宗教の容認と礼拝の自由な実行の許可を熱心に利用しようとした最初のプロテスタントであり、誠実で私心のない人物である」と紹介されている³⁴⁾。

こうした声望のためか、ウィーンを訪れるプロテスタントの旅行者は時折ヴーヘラーと交流を持った。例えば、カールスルー工大学の教授ハインリヒ・ザンダーは1782年に1ヶ月ほどウィーンに滞在しており、その間の旅行記を出版した³⁵⁾。その記述によると、4月28日デンマーク大使館付属礼拝堂の礼拝

³¹⁾ Anonym, Briefe über den gegenwärtigen Zustand der Literatur und des Buchhandels in Oesterrecih (o. O. 1788), S. 45.

³²⁾ こうした評価の代表となるものが Stökl, Der Protestantismus in Wien. であろう。

³³⁾ Friedrich Nicolai, Beschreibung einer Reise durch Deutschland und die Schweiz, im Jahre 1781. 4. Bd. (Berlin/ Stettin 1784), S. 449.

³⁴⁾ Gottlob Benedikt von Schirach (Hrsg.), *Politisches Journal*, Jahrgang 1784. 1. Bd., S. 38. シラッハの『政治雑誌』は当時ドイツ語圏で最も読者を獲得していた雑誌の一つであった。この雑誌については、以下の文献を参照のこと。Jeremy D. Popkin, Political Communication in the German Enlightenment: Gottlob Benedikt von Schirach's Politische Journal. In: *Eighteenth-Century Life*, 20.1 (1996), pp. 24-41.

³⁵⁾ 本稿のザンダーに関する記述は彼の旅行記の以下の箇所を参考のこと。Heinrich Sander, Beschreibung seiner Reisen durch Frankreich, die Niederlande, Holland, Deutschland und Italien, 2te Theil, (Leipzig 1784), S. 523, 529, 555, 576, 599, 601. ザンダーはここに挙げたもの以外にあと 2 回ほどヴーヘラーの家で昼食をとっている。

のあとで「ニュルンベルク協会」(Nürnberg Gesellschaft)³⁶⁾のハルトマンとモイゼルという人物と一緒にヴーヘラーの家で昼食をとっている。また、ザンダーは4月30日に、当時ヴーヘラーが共同経営していたシュヴァルツライトナーの針金工場を見学している。ザンダーは5月7日にハンガリー王国の首都プレスブルクを訪問したが、その際にヴーヘラーの紹介状で商人のフンメルと会っている。ザンダーは5月13日にデンマーク大使館付属礼拝堂で説教を行なうことになっていたが、ヴーヘラーはその原稿の印刷を手配し、シェーンフェルトの印刷所で印刷させている³⁷⁾。デンマーク大使館はプロテスタント共同体の設立前には常任説教師の滞在する重要な拠点であり、日曜祝日、また時々水曜日にも10時から正午までデンマーク式のやり方で礼拝が行なわれていた³⁸⁾。旅行者のザンダーはこの日曜礼拝に出席し、おそらくそこでヴーヘラーと面識を得たのではないかと思われる。礼拝を通じたプロテスタントのコミュニケーションが礼拝直後にヴーヘラー宅で昼食をとっていることから推測できるだろう。

(3) 国内のプロテスタントへの影響力

また、ヴーヘラーは地方におけるプロテスタント共同体の設立においても一 定の役割を担ったことが確認されている。その代表がミッターバッハの事例で

³⁶⁾ この「ニュルンベルク協会」とはおそらく 1781 年にニュルンベルクでヨハン・アウグスト・ウルルスペルガーによって創立された「ドイツキリスト教協会のニュルンベルク支部協会」のことであろう。この協会の中心人物には、ヨハン・ゴットフリート・シェーナーやヨハン・トビアス・キースリンクが挙げられる。

³⁷⁾ ヴーヘラーは讃美歌集以外にも様々な宗教書をシェーンフェルトの印刷所で印刷していた。「今やヴーヘラーはフォン・シェーンフェルトの印刷所に常に出入りをしていたので、讃美歌集が彼のために印刷された一方で、ときどき k. k. 諸邦の様々な礼拝所の開設に際しておこなわれる就任挨拶や説教も印刷させた」。Anonym, Briefe über den gegenwärtigen Zustand der Literatur und des Buchhandels in Oesterreich (o. O. 1788), S. 47.

³⁸⁾ Martin Scheutz, Legalität und unterdrückte Religionsausübung. Niederleger, Reichshofräte, Gesandte und Legationsprediger. Protestantisches Leben in der Haupt- und Residenzstadt Wien im 17. und 18. Jahrhundert. In: Rudolf Leeb *et al.* (Hrsg.), Gebeimprotestantismus, S. 209–236, hier S. 220f.

ある。ミッターバッハはニーダーエスタライヒでウィーンに次いで2番目にプ ロテスタント共同体が設立された場所である。1781年の時点でミッターバッ ハは教区設置のための最低数である100世帯並びに500名の信徒を満たしてい なかった。従って、ニーダーエスタライヒ政庁はミッターバッハの住民に近隣 の礼拝所に行くように指示した。しかし、彼らにとって近隣の礼拝所がある場 所はウィーンやゴイゼルン、ゴーザウ、シュラトミングといったところにな り、定期的に通うにはあまりにも遠すぎる場所であった。こうした状況下で、 ミッターバッハのプロテスタント信徒たちは、礼拝所を備えた教会の建設許可 を求める請願をヨーゼフ2世に対しておこなったが、2回ほど失敗した。その 後、1784年8月12日にゲオルク・フィリップ・ヴーヘラーがこのミッター バッハのプロテスタント信徒たちがヨーゼフ2世と謁見できるように仲介し、 ついに彼らは 1785 年に礼拝堂をもった教区を設立する許可を得たのである³ッ゚。 こうしたハプスブルク君主国内のプロテスタントへの支援という観点から、 もう一つ指摘しておきたいのは、ヴーヘラーとニュルンベルクの卸売商ヨハ ン・トビアス・キースリンク(Johann Tobias Kießling)との関係性である。 キースリンクは何らかの資金援助をヴーヘラーにおこなっていたことが史料か らうかがえる400。そしてこのキースリンクはニュルンベルクのルター派信仰共 同体の中心人物の一人であり、バーゼルの「キリスト教協会」と連携しなが ら、ドイツ語圏各地の、特にオーバーエスタライヒ、ケルンテン、西ハンガ リー、シュタイアーマルクの信仰復興運動を支援した人物であった。彼は50

年間のうちで 106 回ニュルンベルクからオーストリアへ旅行し、機会を見つけ

³⁹⁾ Martin Scheutz, Eine fast vollständige Tilgung des Protestantismus und ein handfester Neubeginn. In: Rudolf Leeb *et al.* (Hrsg.), *Geheimprotestantismus*, S. 185–207, hier S. 205.

⁴⁰⁾ ゲオルク・フィリップ・ヴーヘラーは、ウィーンで書店を廃業し、在庫処分した際 の売り上げをすべてキースリンクへの借金返済に充てている。Wiener Stadt- und Landesarchiv, 2.3.2.A3. Faszikel 3 - Firmen, Merkantilakten 1. Reihe w38. Bericht des k. k. n. oe. Merkantil- und Wechselgerichts vom 15. 7. 1796.

ては現金を寄付し、聖書、宗教書を分け与え、神の言葉を伝導した⁴¹⁾。キースリンクはルター派信仰の伝導組織でもあったニュルンベルク協会で積極的にオーストリアのプロテスタント支援をおこなっている。1787 年はじめにバーゼルのキリスト教協会でオーストリアのプロテスタント支援のための募金の呼びかけがおこなわれ、1 月末までに660 グルデンの寄付金が集まり、キースリンクの仲介でハプスブルク諸領邦のプロテスタントへ届けられたという⁴²⁾。ヴーヘラーがこうした人物からの資金援助を受けていたという事実は、ヴーヘラーがルター派支援活動の一端を担っていた可能性を示唆するものである。

(4) 書店営業権の獲得における宗教上の役割

ヴーヘラーは1783年に卸売業者としての権利を得て、書籍の販売をおこなっていた。しかし、卸売商には市場開催時間以外に書籍を販売することができないという制限があり、ヴーヘラーは書籍商の資格を獲得するために奔走した⁴³⁾。資格申請の際にヴーヘラーの論拠の基盤となったのが、ルター派共同体のための書籍販売であった。1783年11月に「主として非カトリックの祈祷書、讃美歌集、複数の信心書を印刷および販売するための書店の開業」をニーダーエスタライヒ領邦政府に申請した⁴⁴⁾。「非カトリック教徒のための宗教書を当領邦で印刷し、適切な価格で販売したい」⁴⁵⁾というヴーヘラーの論理は、ヨーゼ

⁴¹⁾ キースリンクは、バーゼルのキリスト教協会の支部であるニュルンベルク協会の幹部(会計係) でもあった。Horst Weigelt, Geschichte des Pietismus in Bayern: Anfünge, Entwicklung, Bedeutung (Göttingen 2001), S. 313-314.

⁴²⁾ Horst Weigelt, Geschichte des Pietismus, S. 320-321.

⁴³⁾ このあたりの経緯については、拙稿「18世紀末ウィーンの出版文化——ゲオルク・フィリップ・ヴーヒェラーの出版活動を例にして——」『史境』第57号(2008) 37-56頁、特に44-45頁も参照のこと。

⁴⁴⁾ Österreichische Staatsarchiv, Finanz- Hofkammerarchiv, Neue Hofkammer und Finanzministerium, Kommerz Oberösterreich und Niederösterreich Akten (以後、AT-OeStA/FHKA NHK Kommerz OÖ+NÖ Akten) 216, (Niederleger, Wechsler, Krämer und Hausierer nach Namen, Anfangsbuchstaben Wi-Wu (66/Wi-Wu)) fol. 968r. Cf. Michael Winter, Georg Philipp Wucherer (Frankfurt am Main 1992), S. 13–14.

⁴⁵⁾ loc. cit.

フ主義的な寛容政策と重商主義政策両方に訴えるものであったといえる⁴⁶⁾。実際にこうした論理は審査に当たった商業 = 為替裁判所に効果的に働いていた。彼らはヴーヘラーの計画を価値のあるものと評価し、これ以上の審理なしで書籍業資格を与えることに賛成した。しかし、政府は「非カトリックの書物が無教養な民衆の間にあまりに広がりすぎること」を恐れた⁴⁷⁾。結局、このときの申請に対し、ヨーゼフ2世は「書籍商はいずれにせよ十分に存在しているので、請願者 [の申し立て] は政府によって十分に挙げられた理由のために棄却されたし」という指示を送っている⁴⁸⁾。その後何度もヴーヘラーは申請を繰り返すが、その際に必ず論拠となったのが、非カトリック教徒のための書物の印刷あるいは販売であった。1784年4月6日の印刷所設置の請願の際には、教育=検閲宮廷委員会の構成員かつボヘミア=オーストリア合同政庁の宮廷顧問官であったヨーゼフ・フォン・ゾンネンフェルス(Joseph von Sonnenfels)が彼の申請に対して好意的な判断を示している。

「彼がいずれにせよすべての種類を扱う商いや活動を許されている卸売 商であり、彼はおもにプロテスタント書籍への投機をおこない、その中で 彼は讃美歌集や教理問答書を非常に安い価格で印刷しているという特別な 状況が現在の請願者の代弁をしているので、同人に印刷所の設置許可を、 それを誰も拒まないように、同じく棄却しないことに賛成します」⁴⁹⁾。

⁴⁶⁾ ヨーゼフ2世がおこなった出版政策における重商主義的側面に関しては、拙稿「18世紀末ウィーンの出版文化 — ゲオルク・フィリップ・ヴーヒェラーの出版活動を例にして — 」『史境』第57号 (2008) 37-56頁、拙稿「18世紀末ハプスブルク君主国における出版と統制 — ウィーン書籍商ヴーヘラーの廃業処理を例にして — 」『史境』第66号 (2013) 43-61頁を参考のこと。

⁴⁷⁾ AT-OeStA/FHKA NHK Kommerz OÖ+NÖ Akten 216, (Niederleger, Wechsler, Krämer und Hausierer nach Namen, Anfangsbuchstaben Wi-Wu (66/Wi-Wu)) fol. 968v.

⁴⁸⁾ Ebenda.

⁴⁹⁾ AT-OeStA/FHKA NHK Kommerz OÖ+NÖ Akten 354 (Buchdrucker, Buchund Bilderhändler, Buchbinder und Schriftgießer nach Namen, Anfangsbuchstaben J-Z (110/2)(1769–1800)), fol. 1144r.

このときの申請も棄却されてしまうため、実際の状況が動いたわけではないが、ゾンネンフェルスの見解からはプロテスタント書籍を扱う商人であるということがヴーへラーに特別な地位を与えていたことが読み取れる。そして、ボヘミア=オーストリア合同政庁最高長官レーオポルト・フォン・コロヴラート(Leopold Graf von Kolowrat-Krakowsky)は1785年1月22日にさらにヴーヘラーから提出された請願に際して「[これまで申請は棄却されてきた]けれども、同人 [ヴーヘラー] は一方で非カトリック教徒の礼拝のために欠かせない種類の書籍を販売しており、他方で様々なそのような書籍を自分で出版しており、それゆえ、彼の商売が国家にとって役に立たないわけではなく、他の書店にとってそれほど有害でもないので、」書籍業資格をヴーヘラーに与えるように進言し、皇帝ヨーゼフ2世はこれを認めている500。

ここで確認してきたように、ゲオルク・フィリップ・ヴーへラーが書籍業を 開業する上で、プロテスタントのための書籍との関わりは重要な役割を果たし ていた。その意味で彼の宗教的ネットワークは彼の書籍業構築のための土台と なっていたといえる。

4. オーバーエスタライヒにおける讃美歌集導入問題と ヴーヘラーの讃美歌集

(1) ヴーヘラーの讃美歌集の導入

ヴーへラーがプロテスタント共同体と深く関わった印刷物は、前章でも触れたプロテスタントのための讃美歌集である。本章では、ヴーへラーが企画した讃美歌集について事実関係を整理し、ヴーへラーのもつネットワークが讃美歌集導入問題に対してどのような影響力を及ぼしたのかを明らかにしていきたい。

⁵⁰⁾ AT-OeStA/FHKA NHK Kommerz OÖ+NÖ Akten 354 (Buchdrucker, Buchund Bilderhändler, Buchbinder und Schriftgießer nach Namen, Anfangsbuchstaben J-Z (110/2)(1769–1800)), fol. 1149r.

1781 年の寛容令をきっかけにしてプロテスタントの間では礼拝で使用する 讃美歌集の需要が生じていた。皇帝は 1782 年 6 月 22 日付けの布告で「改革派 および福音派の讃美歌集や教会歌はこれまでと同じように今後も維持し、国内 で必要とされるものが調達される状態になるまでの期間、外国のルター派及び 改革派教会・讃美歌集の輸入の禁止措置は、取られない。これにしたがって、 ルター派及び改革派の聖書、讃美歌集、祈祷書を公的に秩序だって導入するこ とは、プロテスタントを特定の版の本に縛り付けることなく、今後も当然許可 され続ける」と各共同体に讃美歌集の選択を任せた51)。ゲオルク・ミヒャエ ル・アイゼンバッハによると、こうした需要にいち早く反応したのは、マリ ア・テレジア時代からの特権出版者であったトラットナー(Johann Thomas Edler von Trattner)であった。続いてクルツベック(Joseph Ritter von Kurzböck)も讃美歌集を出版した。そして、第三の出版者としてヴーヘラー は登場し、讃美歌集販売においては圧倒的な勝利を収めた520。「クルツベックの 讃美歌集は排除され、ヴーヘラーのものがまずウィーン自体で、その後ケルン テンで、またオーバーエスタライヒのかなりの共同体などで受け入れられ、導 入された [53]。こうした競争に勝利した背景にはいくつか理由があるだろう。第 一に挙げられるのは、ヴーヘラーがオーストリア世襲領の各プロテスタント共

^{51) [}Joseph Kropatschek (Hrsg.),] Handbuch aller unter der Regierung des Kaisers Joseph des II. für die K. K. Erbländer ergangenen Verordnungen und Gesetze in einer Sistematischen Verbindung, 1. Bd. (Wien 1785). S. 539.

⁵²⁾ Georg Michael Eisenbach, Die von Kaiser Joseph II. in seinen Staaten zwar gegründete aber von der Römischen Hierarchie untergrabene Toleranz. (Frankfurt/Leipzig 1789), S. 82-84. トラットナーが出版した讃美歌集は『祈祷実践の手引き付き新キリスト教讃美歌集』 (Neues christliches Gesanghuch nebst einer Anleitung zur Gebetsühung) というもので、レスとミラーが編纂したゲッティンゲン版讃美歌集第 2 版を翻刻したものであった。また、クルツベックが出版した讃美歌集は『世襲領の福音派ドイツ人共同体のための新讃美歌集』 (Neues Gesanghuch für die evangelisch-deutschen Gemeinden in den k. k. Erblanden) というもので、これはフレーリヒによってベルリン版、ブレーメン版、ホルシュタイン版の讃美歌集からまとめられ、テッシェンの教会委員会によって許可されたものの翻刻版であった。Gustav Frank, Die Toleranz-Patent Kaiser Joseph II. Urkundliche Geschichte seiner Entstehung und seiner Folgen. Wien 1882. S. 115-116.

⁵³⁾ Eisenbach, Toleranz, S. 84.

同体に25部ほど讃美歌集を無償配布したことである⁵⁴。さらにヴーヘラーは自分の讃美歌集をオーストリア世襲領で広げる際にルター派のネットワークを利用しようとしている。彼はドイツ語圏の各プロテスタント共同体に寄付金を呼びかけたのであった⁵⁵)。

しかし、これらの共同体は自分たちの礼拝所を、何の援助もなしに、自分たちの手で建築させる必要があり、また説教師への年俸も不十分な収入で賄わなければならないので、この善良な人々には讃美歌集のわずかな代金をさらに工面できるほど十分に残っていなかったのです。このことから出版者は、この讃美歌集を導入したすべての共同体に25部ほど極めて貧しい人々用に完全に無償でプレゼントし、同封された通知書でそのことを知らせたいと思いました。この援助も、幾人かの人の力にはかなりなったものの、前述の理由から不十分なものに思えます。熱心な気持ちで礼拝に好感を持っているけれども貧乏な人々がかなりいますが、かれらは、もしだれも清らかな配慮をしなければ、この必要不可欠な本がないことに耐えなければなりません。

一方では、各共同体に追加でゆだねられた25部が貧しい共同体の構成員すべてに讃美歌集を行き渡らせるのには十分ではないことを確信いたしますが、他方では、こういう人々の貧困を大部分個人的な現状によって知っているので、署名者は外部の高位の支援者のご厚意に切なる願いをもってすがり、この新しいオーストリアの共同体に高貴な慈善行為の作品を寄付し、同じ共同体に喜捨を注ぎ込ませようという気になりました。それによって彼らはこの必要な書物を手に入れることができるでしょう。

そのような共同体の心中に感謝が不滅であるのと同じように、署名者もおこなわれた慈悲深い支援を『ウィーン新聞』で正確に証明するだけでなく、同じように使い道についても会計報告を公にすることを申し出たいと思います。

しかし、貧者が讃美歌集を購入するのに必要とする金額よりも多く慈悲深い喜捨があつまるのでしたら、剰余金をケルンテンの聖ルプレヒト教会の共同体に援助することに決めれば、寛大な支援者の慈悲深い意図からはずれないと思います。この共同体は残りすべての共同体の中で最も小さく、自弁できる額も極めて貧弱であります。彼らは計画している教会建築の用地も必要な建材ももっておりませんし、牧師の年給さえもやっとの事で工面できるかわからないのですから。この支援によって、彼らはいっそう早く陛下の寛容を望み通りに自分のためにも行使することができるでしょう。彼らはこれまで、公的な祈祷所がなかったために、極めて厳しい天

⁵⁴⁾ この無償配布については『ウィーン新聞』にヴーヘラーの名前で3回ほど告知されている。*Wienerzeitung*, vom 26. Februar 1785, S. 459, von 5. März 1785, S. 517-518, vom 12. März 1785, S. 459-460.

^{55) 「[}前略] 陛下の承認で署名者はホルシュタイン版讃美歌集を、60 ボーゲンからなるにもかかわらず、無料で出版しました。それはすでにすべての共同体で、わずかなところを除き、導入されました。そういうわけで、それには(その本を印刷でほしいか、筆記用紙でほしいかに応じて)48 クロイツァーか1 グルデン以上の値段をつけませんでした。



ここで注目すべき点は、ヴーヘラーの讃美歌集を導入したウィーンとは異なる選択肢を模索した共同体の存在である。オーバーエスタライヒの農村部のプロテスタント共同体はヴーヘラーの編纂した「新時代の」讃美歌集を導入することを拒み続けた。そこでオーバーエスタライヒのプロテスタント共同体における讃美歌集導入の経緯を確認したい。

(2) オーバーエスタライヒにおける抵抗

寛容令以後、オーバーエスタライヒでは9つの寛容共同体(Toleranzgemeinde⁵⁶⁾)が設立された。この9つの共同体は地理的にシャルテンとゴイゼルンと

候でも集会を納屋で開かねばならなかったのですから。[後略] ウィーン、1785 年 4 月 4 日、

君たちの忠実なる僕、ゲオルク・フィリップ・ヴーヘラー」Stadtarchiv Nürnberg, E8, Nr. 2569.

⁵⁶⁾ 寛容令に基づいて新たに設立されたプロテスタントの共同体のこと。

いう二つの中心に分けられる。シャルテンからはヴァレルン、エフェルディング、ヴェルス、テェニング、ノイケマーテンの5共同体が設立され、ゴイゼルンからはゴーザウが生まれた。また、マリア・テレジア期の激しい弾圧を耐え抜いた人々がルッツェンモースに共同体を設立した。1786年の福音派共同体リストによると、この9共同体をすべて併せると、約11,000名のプロテスタントがおり、シャルテンには約2,300名のプロテスタントが住んでいた570。

1782年6月9日にオーバーエスタライヒのシャルテンで近隣のプロテスタ ント4,000人が集まっておこなわれた初めての礼拝について、福音派のリンツ 人クリスティアン・ハルトラートが「各自がレーゲンスブルク版の讃美歌集を 用意した。その中から様々な板に書き出された歌を歌った」という報告を残し ている。ヤーコプ・エルンスト・コッホによると、この報告は福音派が最初の 福音派説教師の到着前にすでに讃美歌を歌うことができたことを示す証拠とな る58)。このことから、オーバーエスタライヒでは、寛容令発布の前からプロテ スタント信仰の私的礼拝がずっとなされてきた、つまり、隠れプロテスタント が古い外国の讃美歌集を使用してきたことが推測される。オーバーエスタライ ヒにとって最も近いプロテスタント帝国都市であったレーゲンスブルクおよび オルテンブルクは、すでに長らく隠れプロテスタントへの宗教書供給地となっ ていた⁵⁰⁾。オーバーエスタライヒの隠れプロテスタントは、オルテンブルクに しばしば礼拝や聖餐式、婚礼のために遠征した600。また、1783年にレーゲンス ブルクで新しい讃美歌集が導入され、古い版が破格の値段でオーバーエスタラ イヒの共同体に売り渡されたため、オーバーエスタライヒでは古いレーゲンス ブルク版讃美歌集が広く普及した⁶¹⁾。

⁵⁷⁾ Andreas Hochmeir, Geheimprotestantismus im Land ob der Enns. In: Rudolf Leeb et al., Geheimprotestantismus, S. 155–183, hier S. 167–168.

⁵⁸⁾ Jakob Ernst Koch, Zur Geschichte der Gesangbuchfrage in Oberösterreich seit den Tagen der Toleranz, in: *JbGPrÖ*, 74. (1958). S. 3–28, S. 4.

⁵⁹⁾ Ibid.

⁶⁰⁾ Andreas Hochmeir, Geheimprotestantismus, S. 174

⁶¹⁾ Koch, Zur Geschichte der Gesangbuchfrage, S. 5.

こうした状況下に、ヨハン・クリスティアン・ティーリッシュ[©] がヨーゼフ 2世によってオーバーエスタライヒの教区監督官に任命された。彼は1783年6 月26日に領邦政府にレーゲンスブルク版やオルテンブルク版の讃美歌集の代 わりに、ウィーンの印刷業者クルツベックが出版した故郷の友人フレーリッヒ の讃美歌集の導入を提案した(3)。ティーリッシュは外国版讃美歌集を禁止すべ き論拠として、カトリックにとって「差し障り」のある箇所が存在すること、 収録されている古い歌の「愚かさ」、外国へ資金が流出してしまうこと、良質 な讃美歌集がすでに国内に存在することを挙げた⁶⁴。この提案は受け入れられ、 同年7月24日にレーゲンスブルク版とオルテンブルク版が、同年12月4日に はザクセン=ゾラウ版讃美歌集が輸入禁止となった。こうしてクルツベック版 讃美歌集の導入が進められたが、この讃美歌集は誤字脱字が多く、そのため導 入に積極的な共同体は存在しなかった⁽⁵⁾。1784年1月8日にティーリッシュは 多大な努力にもかかわらずシャルテンおよびその周辺ではなにも変わらず、唯 一ルッツェンモースのみで新しい讃美歌集が導入されたと報告している。政府 は期限を設けていたが、共同体ごとに異なる讃美歌集を導入することは混乱回 避のために許さなかった。そのために、ティーリッシュは難しい立場に置かれ ていた。クルツベックは数ヶ月後に自分の出版した讃美歌集を自主的に回収し た。山岳地帯 (Oberlande) ではゲオルク・フィリップ・ヴーヘラーが出版し た「合理主義的な讃美歌集」が急速に普及し、ルッツェンモースでもヴーへ ラー版がクルツベック版を駆逐した。しかし、山間部(Unterlande)の農村共

⁶²⁾ Thielisch, Johann Christian (1749-1827): ティーリッシュはシュレジェンのテッシェンでテッシェン福音派ギムナジウムの教師の息子として生まれた。父の働く学校に通った後に、1765 年にプレスブルクのリセに入学し、1769 年からはライプツィヒで学業を続けた。彼はテッシェンのギムナジウムで宗教教師として働き、そこでオーバーエスタライヒの使者によって聖職への転向を勧められ、テッシェンのイエズス教会で牧師職に任命され、オーバーエスタライヒのシャルテンの牧師として生涯を過ごした。Österreichische Biographisches Lexikon 1815-1950, Bd. 14 (Lfg. 65, 2014), S. 297

⁶³⁾ Koch, Zur Geschichte der Gesangbuchfrage, S. 6.

⁶⁴⁾ *Ibid.*, S. 7.

⁶⁵⁾ Ibid.

同体では依然として新しい讃美歌集に対する抵抗は継続していた。

1784年5月にシャルテンのルター派共同体の長老は近隣の共同体、すなわ ち、ヴェルス、ヴァレルン、エフェルディング、テェニングに、クルツベック 版とヴーヘラー版のどちらを採用するのか、またもし教区監督官ティーリッ シュが独自のオーストリア版讃美歌集を作成し、リンツで出版した場合それを 認めるのかといったことを照会している。その結果 5 月 24 日に 5 共同体の長 老が共同請願をティーリッシュに対しておこなった。その中で5共同体は、 ヴーヘラー版は高額で量が多く未知の歌を含んでおり、文字を読めない人々は ただ黙って立っていることしかできず、この讃美歌集を導入すると共同体は混 乱し、破壊されてしまうと拒否の姿勢を示し、祈祷書を兼ねる独自の讃美歌集 を作成し、そこに 400 の変更されない歌を収録するように請願した60。しかし、 この請願は提出した5共同体の足並みがそろわなかったこともあり、かなうこ とはなかった。ティーリッシュは1784年9月4日に政府に以下のような新し い提案をおこなった。1. レーゲンスブルク版讃美歌集から変更無しに掲載する ことができるのは、30から40の歌しかないこと、2. 讃美歌集の選択は無知な 農民である共同体長老の職権ではなく、教区監督官および説教師の管轄である こと、3. 共同体の書面および口頭での共同抗議を禁止すべきであること、4. 新 しい讃美歌集導入に期限を設けなければ、5. 今後 10 年はレーゲンスブルク版 およびオルテンブルク版から讃美歌が歌われることになること、6.皇帝の命令 に対する違反に罰則を設けること⁽⁷⁾。たびたび古い讃美歌集を人々に供給して いるレーゲンスブルクの書籍商たちの狼藉を防ぐことも同時に要請した。こう したティーリッシュの要請に対して、ランバッハ郡庁(Kreisamt)は、1784 年 10 月 29 日に外国版讃美歌集の廃絶および「真の」讃美歌集の導入に最善を 尽くすように命じただけであった⁽⁸⁾。

1786年2月15日、ティーリッシュは教会役員会のメンバーであるフォック

⁶⁶⁾ *Ibid.*, S. 8.

⁶⁷⁾ Ibid., S. 8-9.

⁶⁸⁾ *Ibid.*, S. 9.

とクノプフの署名の入った書状を受け取った。古い歌も新しい歌も同数収録し た領邦共同体の需要にあった讃美歌集を作成することに決定したと書いてあっ た。そこで1786年4月12日に5共同体の説教師に宛てて新しい讃美歌集の作 成についての意見を募った69)。エフェルディングの説教師アイゼンバッハは、 この決定前にすでにティーリッシュから新しい讃美歌集のための準備を任され ていた。そのため、彼はシャルテンの「最長老」へーエンベルガーでと協力関 係を築き、同郷人でもあったゲオルク・フィリップ・ヴーヘラーに印刷を依頼 して、新しい讃美歌集の前半部分にあたる230の歌を送っていた。1785年の 夏に試し刷りがおこなわれ、好意的に受け入れられたが、何らかの理由でヴー へラーとの共同作業は立ち消えとなった⁷¹⁾。その後、教区監督官ティーリッ シュは 1786 年 4 月 12 日にオーバーエスタライヒの共同体に回状をまわし、教 会役員会が提案しているヴーヘラーの讃美歌集を受け入れることを宣言した。 アイゼンバッハはこの件でティーリッシュを批判したが、決定は覆らず、アイ ゼンバッハは『福音派共同体のための信仰の新約聖書の概念に基づいた古き福 音派の讃美歌集』(Alt-Evangelisches Liederbuch nach dem neutestamentlichen Begriff des Glaubens für evangelische Gemeinden) を独自に出版しよう と試みた。しかし、この讃美歌集は、ティーリッシュから見ると、啓蒙の時代 にふさわしい歌が加わった一方で、古い歌も残っており、受け入れられないも のだった。アイゼンバッハはウィーンの印刷業者のクルツベックに自分の讃美 歌集を持ち込み、200 ドゥカーテンの支払いおよび 2,000 部単位での印刷とい う条件で契約を結んだが、教会役員会がアイゼンバッハの讃美歌集を禁止した

⁶⁹⁾ Ibid.

^{70) 『}オーストリア諸邦に神の特別な恩寵によって新しく昇る福音の光に関する情報集成』によると、パウル・ヘーヘンベルガーは、ロイトハム (Roitham) の農夫であり、シャルテンの長老を勤めた。彼の尽力によって礼拝所ができるまで、祝祭日には彼の納屋で礼拝がおこなわれ、レーゲンスブルク版讃美歌集から歌を歌い、ハインリヒ・ミュラーの祈祷書を使って説教の朗読がおこなわれていたようだ。 Sammlung einiger Nachrichten im Betreff des in denen Oesterreichischen Staaten durch göttliche sonderbare Gnade neuaufgehenden Lichts des Evangeliums. 2te Fortsetzung. (Frankfurt am Main 1784), S. 56–57.

⁷¹⁾ Koch, Zur Geschichte der Gesangbuchfrage, S. 9–10.

ため、出版はかなわなかった⁷²⁾。

以上のように、オーバーエスタライヒの農村共同体においては新しい讃美歌集の導入に強い抵抗感を示していた。オーバーエスタライヒを訪問したニュルンベルク協会のヨハン・トビアス・キースリンクは 1788 年 10 月 19 日付で次のような報告を残している。

「前者 [オーストリアのプロテスタント] は皇帝不在 [ヨーゼフ2世はオスマン帝国へ遠征中] のため様々な圧迫感の中にあります。彼らはいまかなりの額の新しい賦課金を支払わなければならず、また彼らに与えられた自由がかなり制限されるという苦しみにさいなまれているだけでなく、各共同体は、彼らがもっていた様々な外国の讃美歌集のような、独自の讃美歌集を使用することを許可されていたにもかかわらず、説教師や学校教師を罷免で脅され、新しいウィーン版讃美歌集を公的な礼拝に導入するように迫られております。この原因は共同体内の大きな混乱と欲望にありました。というのは、貧しい人々にとって新しい讃美歌集は、1 グルデン 12 クロイツァーから 18 クロイツァーと高すぎであり、さらに田舎の人々にとってほとんどすべて不必要であるからです。そのわけは確かに 2、3 のルターの歌を改変せずに収録しておりますが、古い歌を完全に改変したものや有名な詩人の全く新しい歌もいっそう多く収録しているからです [73)。

キースリンクの報告からは、1788年になってもヴーヘラーの讃美歌集への

⁷²⁾ Ibid., S. 11-13. アイゼンバッハはこうした過程で政府や教会組織を批判し、ウィーンの教会役員会に対してシャルテンやエフェルディングの農場から「私たちはほかの讃美歌集は受け入れない。アイゼンバッハは私たちの仲間だ。いざというとき、私たちは帝国外の讃美歌集をもってこさせるつもりだ。教会役員会が同意しなければ、皇帝へ直訴する!」といった脅しともとれる書簡を出させた。その結果 1788 年 8 月 14 日に君主国追放処分にあっている。

⁷³⁾ Ernst Stachelin (Ausgewählt und kommentiert), Die Christentumsgesellschaft in der Zeit der Aufklärung und der beginnenden Erweckung. Text aus Briefen, Protokollen und Publikationen, (Basel 1970), S. 334–335

抵抗感は価格の高さと収録された歌の内容にあることがわかる。

(3) オーバーエスタライヒにおけるヴーヘラーの戦略

ここでオーバーエスタライヒにおけるヴーへラーの動向をみてみたい。クルツベックの讃美歌集との競争に勝ったことによって、ウィーンをはじめとしてオーストリアにおいて基本的にヴーへラー版の讃美歌集が導入されていた。つまり、新しい讃美歌集導入に抵抗していたオーバーエスタライヒの農村共同体はかなり例外的な地域であったといえる。ヴーへラーはこの地域においても自分の讃美歌集を導入しようと熱心に働きかけをおこなっている。ここでヴーへラーが利用したのは、みずからがこれまでに形成してきたネットワークであった。オーバーエスタライヒで領邦顧問(Landrat)として宗教部門に携わっていたヨーゼフ・ヴァレンティン・アイベル⁷⁴⁾ に協力を要請したのである。その経緯をアイゼンバッハの著作で確認してみよう。アイベルは1784年に啓蒙的な説教集『キリスト教カトリック教徒に役立つ家庭用説教書』⁷⁵⁾を執筆し、自費出版したが、これは福音派にとってはあまりに礼儀作法を欠いており、カトリックにとっては内容的に差し障りのあるものであり、価格も高すぎたために、売れずにたくさん在庫が残っていた。1787年夏にアイベルはウィーンの

⁷⁴⁾ Eybel, Josef Valentin Sebastian (1741-1805): 商人の息子としてウィーンで生まれる。親からはもともと聖職を望まれ、ウィーンのイエズス会学校で学んだが、途中で意志を変え、1765年にグラーツで政府事務官補として官職に就いた。後に彼はウィーン大学で教会法を聴講し、パウル・ヨーゼフ・リーガーの知己を得て、彼の退職を機に 1773 年から 79 年までウィーン大学の教会法教授の職に就いた。しかし、ヨーゼフ主義的な啓蒙主義に感化されて執筆した著作が問題となり、大学を追われ、1779 年リンツへ移住した。リンツでは、領邦顧問として宗教問題および寛容問題について講義をおこない、修道院廃止の際に非常に攻撃的な役割を担った。1782 年には『教皇とは何か』というパンフレットを匿名で出して、物議を醸した。しかしこうした過激な出版活動によって 1784 年に教皇からの破門状を身に招き、オーストリア領ネーデルラント自体に困難な政治的結果をもたらした。1787 年に総督府顧問としてインスブルックへいったが、1797 年に再びリンツへ戻り、民衆啓蒙の著作を編集した。Gustav Gugitz, Eybel, Josef Valentin Sebastian. In: Neue Deutsche Biographie, 4 (1959), S. 707f.

⁷⁵⁾ Joseph Valentin Eybel, *Christkatholische nützliche Haus=Postill.* Bd. 1-4 (1784), Bd. 5 (1787).

ヴーヘラーを訪問し、ヴーヘラーにオーバーエスタライヒの福音派共同体すべ てに彼の讃美歌集を確実に受け入れさせることを約束する代わりに、売れずに 残っていた著作の在庫をヴーヘラーに託し、ヴーヘラーは現金で説教集の代金 を支払った。その2,3週間後にオーバーエスタライヒ共同体全体にランバッ ハ郡庁から厳しい政府命令の通達がなされた⁷⁶⁾。ここでアイゼンバッハが『皇 帝ヨーゼフ2世によってかの国々に確かに確立されたが、ローマの階層構造に よって掘り崩されている寛容』(1789)に掲載している史料に基づいてこの政 府命令の内容を検討してみよう。まず、ウィーンのルター派教会役員会が宮廷 に、シャルテン、テェニング、ヴァレルン、ケマーテン、エフェルディング、 ヴェルスの共同体が1783年の布告で禁止されたにもかかわらず、外国版の讃 美歌集で公的な礼拝をおこなっていることを報告したことが確認される[™]。こ の教会役員会の抗議を受けて、宮廷は 1787年6月21日付けで、領邦官庁に、 言及された共同体およびその牧師たちにたいして外国版讃美歌集の使用を禁ず るとともに国内版讃美歌集の使用を義務づけ、違反した場合は厳しく罰するよ うにとの命令を下した⁷⁸⁾。こうした文脈から領邦政府から郡庁に3点の命令が 下った。

- 1) 当該郡に存在する共同体の長老や名望家を召集し、皇帝の命令を伝え、 彼らが模範となることで外国版讃美歌集の使用を中止させ、国内版讃美歌 集の使用を促すこと。従わない場合は、規定の刑罰を実行するだけでな く、上位の教会役員会に対してわがままを通しているのと同じように皇帝 の恩にも仇で返していると宮廷に報告する⁷⁹⁾。
- 2) 同じ表現を用いて勅令をすべての郡で発布し、それを共同体の長老にも たせてやり、こうした共同体にこの命令における君主、政府、ルター派教 会役員会のすばらしい考えと違反した場合に待ち受ける最悪の結果につい

⁷⁶⁾ Eisenbach, Toleranz, S. 97. Cf. Koch, Zur Geschichte der Gesangbuchfrage, S. 18.

⁷⁷⁾ Eisenbach, *Toleranz*, S. 354–355. Cf. Koch, Zur Geschichte der Gesangbuchfrage, S. 18.

⁷⁸⁾ Ibid., S. 355.

⁷⁹⁾ *Ibid.*, S. 356.

て真剣に想像させる800。

3) 複製した同勅令を郡にいる教区監督官に与え、またそれを印刷して牧師たちにも配り、教区監督官および牧師たちが説教段の上からきちんとたたき込むことで、一般民衆の間にも陛下の命令を効果的に遂行することが命じられた⁸¹⁾。

また、こうした命令に従わなかったり、沈黙を守ったりしている牧師にも罰則が設けられた。この命令を2週間以内に遂行し、牧師は教区監督官に、教区監督官は郡庁に正確で包括的な報告を作成し、郡庁によって所見付きの全体報告が領邦官庁に提出されることが決められた⁸²⁾。

ヴーヘラーがアイベルに持ちかけた契約の影響力は、おそらく教会役員会の抗議という形で結実し、それが実質的にヴーヘラー版讃美歌集の導入を義務づける形の命令として現れたと考えられる。この政府命令にしたがって、8月5日にすべての牧師たちに合同集会の場で宮廷勅令の指示が伝えられた。しかし、素直に指示に従い、ヴーヘラーの讃美歌集を導入したのは、ケマーテンのみであった。こうした状況に焦りを感じた教区監督官ティーリッシュは、8月18日にシュタイアーとランバッハの郡庁に導入を渋っている共同体に新しい讃美歌集の使用を促すように、再度念押しをする提案をおこなった。それにもかかわらず、依然としてオーバーエスタライヒの農村共同体は抵抗を示し、最終的に導入の期限とされた皇帝の洗礼名の日(1788年3月19日)までに導入がおこなわれることはなかった。1790年に入ってシャルテン、エフェルディング、ヴェルス、テェニングの共同体は古い歌も付録として採録したヴーヘラーの小型版讃美歌集を採用し、1791年にヴァレルンの共同体が独自の讃美歌集を使用することを決定した830。抵抗をしていた共同体の新しい讃美歌集導入のきっかけとなったのは、ヴーヘラーがケルンテンとオーバーエスタライヒ

⁸⁰⁾ Ibid.

⁸¹⁾ Ibid., S. 357.

⁸²⁾ Ibid., S. 357–358. Cf. Koch, Zur Geschichte der Gesangbuchfrage, S. 18–19.

⁸³⁾ このあたりの詳しい経緯については Koch, Zur Geschichte der Gesangbuchfrage, S. 21-25. を参照のこと。

の農村共同体を獲得しようと、古くから領邦民に愛されてきた歌を収録した新 しい版を作ったからである⁸⁴。

しかし、1790年6月7日に教区監督官ティーリッシュはヴーヘラー版讃美 歌集を新たに導入した共同体のひどい状況について教会役員会に書簡を送って いる。それによると、ヴーヘラー版讃美歌集は文字が細すぎるために使用でき ず、誰でも知っている歌しか歌えず、結局レーゲンスブルク版讃美歌集から 歌っている状況にあった。ティーリッシュは太い印刷版の讃美歌集導入を促し ている⁸⁵⁾。そこで教会役員会は共同体が自費で印刷する場合、異議を唱えない 方針をとった。こうした経緯から 1791 年には太い活字を使った『シュタイアー マルク、ケルンテン、オーバーエスタライヒのアウクスブルクの信仰告白同胞 の共同体が使用するためのキリスト教讃美歌集』がヨハン・ヴァイマール (Johann Weimar) のところで出版されている⁸⁶⁾。ヨハン・ヴァイマールが数々 のヴーヘラーの出版物を印刷してきた印刷業者である点、そしてレーオポル ト・アーロイス・ホフマンが皇帝レーオポルトに宛てた 1791 年 10 月 3 日付け 報告書の中で「ヴーヘラーは現在オーバーエスタライヒを巡回し、そこで自分 の新しく印刷したプロテスタント共同体のための讃美歌集を売り込んでいま す」877 と述べている点から、この讃美歌集にもヴーヘラーが深く関与していた とみていいだろう。1789年にヴーヘラーは国外追放処分になったのであるが、 ウィーンの店舗を廃業するに当たり、ウィーンに一時滞在することが許可され ていた

80 。それを利用して

讃美歌集の

販売を

進めていたと考えられる。こうし た行動が可能であったという事実は宗派との関係も考慮すべき点であろう。

オーバーエスタライヒの農村共同体における讃美歌集導入問題は、農村部の

⁸⁴⁾ *Ibid.*, S. 14.

⁸⁵⁾ Ibid., S. 24-25.

⁸⁶⁾ Ibid., S. 25. Christliches Gesangbuch zum Gebrauch der Kirchen-Gemeinen der Augsburg. Confessionsverwandten in Steiermark, Kärnthen und Oberösterreich. (Wien 1791).

⁸⁷⁾ HHSt VA alt 58, Schriften von Professor Hoffman, fol. 290v.

⁸⁸⁾ この当たりの経緯は、拙稿「18世紀末ハプスブルク君主国における出版と統制」 『史境』 第66号を参考のこと。

隠れプロテスタントとウィーンや都市部のプロテスタントとの意識の違いを浮き彫りにしている。啓蒙の時代に合った新しい讃美歌集は彼らの価値観にはあわず、迷信的な要素を含んでいるかも知れないが、古くから歌い継がれている讃美歌を歌うことにこだわった。オーバーエスタライヒの農民共同体に受け入れられる形の讃美歌集を作ろうとしたアイゼンバッハはこのような言葉を残している。

「君たち、これ [教皇庁が悪魔の支援を受けていること] についてはベンゲルが説明した黙示録を読みなさい。君たちの中にイエズス会の道徳を導入しようとする努力がなされている。そうした道徳を手本にして、君たちが論争中のかなりの歌がそのような道徳によって切りきざまれ、力強い古い歌や中核の歌の多くがゆがめられた。それに対して今ドイツ・ユニオンの新しい流行の出版本が推薦されている。神たるイエスが天から遣わされてわれらが兄弟となったという真の教えをいかにして君たちの教会役員会が私にとって異論の余地のあるいかがわしいものにしていったのか、君たちの記憶から忘れられることはありえない [89]。

ここでドイツ・ユニオンという秘密結社の名前が出ているが、これはヴーへラーがドイツ・ユニオンの幹部であり、そのことが彼の逮捕によって明るみに出たあとの発言だからである。アイゼンバッハの認識には幾分ゆがみがあるかも知れないが、この時点でヴーヘラーの「啓蒙的な」新しい讃美歌集がどのように捉えられていたかを示しているようにも思える。アイゼンバッハの本の別の箇所には、ヴーヘラーの讃美歌集を「フリーメイソンの讃美歌集」という言葉で批判し、共同体への導入を拒否する牧師の言葉が引用されている⁹⁰⁰。また、讃美歌集に収録された823番目の歌「知識人のために」を取り上げて、神ではなく「真実」や「知性」をたたえるような内容に、「コーランはトルコ人に

⁸⁹⁾ Eisenbach, Toleranz, Vorrede.

⁹⁰⁾ *Ibid*.

とって神の真実であり、ユダヤ人にとってはタルムードがそうである。無神論者、自然主義者、理神論者、ソツィニ派、新解釈者、イルミナーテンが信じるものを彼は真実と信じている」として批判している⁹¹⁾。

5. ヴーヘラーのウィーンルター派共同体からの「追放し

1786 年 8 月 25 日にヴーヘラーはウィーンルター派共同体の長老を退任している。その原因となったのは彼の宗教分野以外での出版活動であった。ここでは出版活動が彼の宗教生活に負の影響をもたらした。最後にこの退任の経緯について確認しておきたい。

ヴーへラーは書籍業資格を取得後、様々なパンフレットを出版した。そうした中にはヨーゼフ2世に対する批判文書も含まれていた。こうした反政権パンフレットの出版に対して、王党派知識人であるヨハン・ラウテンシュトラオホは、『あとどのくらい? ヴーヘラーの紙くず商売に関して当局に宛てた愛国的な質問』の中でヴーヘラーを痛烈に批判した。そしてこの批判がルター派共同体を揺るがすことになった。ラウテンシュトラオホは冒頭の読者への呼びかけで次のように述べている。

「沈黙が犯罪となるであろう時代がやってきた。愛国者よ、友人よ、同 胸市民よ!!! 私に君たちの耳を貸してくれ!

ウィーンの住民の中にあるよそ者が忍び込んだ。彼はならず者であり、オーストリア国民(Staatsbürger)という名誉に満ちた名に値しないものであり、恥ずべき意図を持ってウィーンに定住した。すなわち、泥棒まがいの海賊出版によって同胞たちから君たちの財産を強奪し、勝手放題の有害な書物の出版によって君主から善良な臣民の愛を奪い去り、忌まわしい紙くずの度重なる売り上げによって私腹を肥やし、金儲けをするため

⁹¹⁾ Ibid., S. 183-188.

12 |92)

この記述からヴーへラーが金儲けのために誹謗文書を出版するならず者として告発されていることがわかる。そして本論ではこれまでヴーへラーが出版してきた「誹謗文書」で問題となる部分を具体的に指摘しながら、ヴーへラーを不穏な扇動をしている国賊として描いていった。ラウテンシュトラオホの言説は、後世の歴史家の評価さえ左右するほど、ヴーへラーのイメージを決定的に悪化させた。そしてラウテンシュトラオホはこうしたヴーへラーの出版活動がプロテスタントのイメージを害していることをはっきりと指摘した。

「たとえこれらすべてが実体のない恐れであったとしても、少なくともこの男は啓蒙と学問にとって神聖な書籍業という仕事を辱め、少なくとも文芸の趣味を害し、そして悪徳の書を用いてみんなに文芸への嫌悪を催させ、作家という名誉に満ちた身分を人間のくずと名付けるにふさわしい非合法のツンフトへおとしめ、これまで常に最も誠実な人間として知られてきたプロテスタントについて非常に都合の悪い観念を多くの人々に抱かせている。彼はプロテスタントの品位を落とすメンバーなのだ。そしてそのウィーンの共同体で(一体どうやってかわからないが、)教父の地位に就いていた。私自身最近あるウィーンの名声のあるプロテスタントがこう言っているのを聞いた。『もし教父ヴーへラーが礼拝堂に住んでいたら、プロテスタントの汚点を浄化するために、そこに火を放とうとするだろうよ』「933」。

こうしたラウテンシュトラオホの批判的な言説は、ウィーンのルター派共同 体を動揺させた。そして、1786 年 8 月 25 日、ルター派共同体の長老ヴィーラ

⁹²⁾ Johann Rautenstrauch, Wie lange noch? Eine Patriotenfrage an die Behörde über Wucherers Skarteken Großhandel. (Wien 1786), S. 3–4.

⁹³⁾ Rautenstrauch, Wie lange noch?, S. 51-52.

ントは事態を沈静化させるためにヴーヘラーに対して長老職を自発的に辞める ように忠告している。

「私はすでに以前からあなたがあらゆる種類の当地の共同体のメンバーの中にあまり多くの友人をもっていないことに気づいていました。しかし、昨日あなたに向けて出版された誹謗文書は完全にひどすぎるものでした。外交団や帝国宮廷顧問官、名士会、商人身分や市民の間で、またカトリックの間でさえもあなたがもはや長老あるいは教父でいることはあり得ないと怒号を挙げ始めているだけでなく、すでに共同体でまわされた回状について話しております。求められた意見にしたがって長老たちはあなたを長老会議から追放することが必要だと考えています。

共同体が誰を自分たちの長老にもちたいと望むのかについては確かに共同体が自由に(思い通りの理由を持てる)決めることでしょうが、それとは別に、現在の状況は私たちにとって厳しいものですし、あなたにとって少なくない不名誉になるでしょう。どうやってこれを切り抜け、それを避けるのでしょうか。あなたが私の身勝手な忠告に従いたいと思うなら、起こりつつある危険を防ぐためにはあなたがすぐに可能な限り今日か明日に自発的に書面で私たちのそばにいることを断念し、長老職を辞めることよりもいい方法を知りません。こうすれば、少なくともこれ以上うわさが広がることは防げますし、共同体の名誉が少なくともこのわずかですが完全に無意味ともいえない陣営から救いだされるでしょう。『ヴーヘラーは共同体によっても教会長老会議から追放された』(共同体がそれに固執するならそうならざるをえないでしょう)と聞いたり、そしておそらく公の冊子で読んだりすることがあなたに不快でないのかどうか、自分でよく考えてみてください [94]。

⁹⁴⁾ Archiv der Evangelischen Pfarrgemeinde A. B. Wien-Innere Stadt, Heft 86, Nr. 848. ヴィーラントの書状からはウィーンにおいて寛容令によって市民権が与えられたプロテスタントたちの置かれている立場も垣間見ることができる。

この忠告を受けてヴーヘラーは即座に長老職を退いた⁹⁵⁾。ただし、これまで見てきた讃美歌集の事例を見るかぎり、これ以後もヴーヘラーは宗教書出版を継続しており、これでもってヴーヘラーとルター派共同体が疎遠になったとは断定することはできない。

おわりに

以上、本稿ではヴーへラーの宗派ネットワークと出版物、特に讃美歌集との関わりについて分析し、考察してきた。宗派ネットワークが彼の出版事業を支えており、彼の宗教書が宗派ネットワークの力を借りて広がっていったということは、本稿の分析からある程度明らかになったと思われる。またこうして広がった宗教書の内容分析にはあまり深く立ち入ることができなかったが、本稿で扱った讃美歌集が啓蒙的な要素を含むものであり、それがゆえに旧来の信仰を保持したいコミュニティには受け入れがたかったことは明らかになった。また、誹謗文書がヴーへラーの宗派コミュニティにおける地位を現実的に破壊する力を発揮したことも確認した。

それでは、本稿で明らかになった事実から何が言えるだろうか。ヴーへラーはウィーンのルター派共同体の中核メンバーのひとりであり、オーストリア諸領邦全体のプロテスタントに対して宗教書を供給できる立場にあった。讃美歌集事業は、政府の後援を受けていることからもおそらくはヴーへラーの書籍商としての立場を強める作用を及ぼした。また、オーバーエスタライヒのいくつかの共同体が拒否したことからもわかるように、ヴーへラーが編集した讃美歌集には、迷信を含むとされた伝統的な歌は取り除かれ、ラファーターの寛容歌を初めとした伝統的な共同体にはそぐわない啓蒙色の強い歌が多数含まれていた。このことからも讃美歌集事業が単なる投機の手段ではなく、ある種の民衆啓蒙の実験であり、ヴーへラーが宗教書においても啓蒙を流通させようとして

⁹⁵⁾ Archiv der Evangelischen Pfarrgemeinde A. B. Wien-Innere Stadt, Heft 86, Nr. 849.

いたことがわかる。そう考えると、ヴーへラーが宗派ネットワークの中核に位置し、また後にドイツ・ユニオンという過激な啓蒙秘密結社のネットワークの中核に位置したことは重要な意味を持つ。様々なネットワークは結合点としての個人(書籍商)の中で相互に交わり、出版物として形をもって表出する。これまで注目されてきた派手な政治文書だけでなく、彼が出版してきたそのほかのジャンルの書物を別の視点から眺めることで新たな発見につながる可能性があるだろう。

*本研究は [SPS 科研費課題番号「24720336」、「24242003」の助成を受けたものです。